

北広島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

北広島市道路占用料徴収条例(昭和59年広島町条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前				
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)				
占用物件		占用料		占用物件		占用料		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	560	第1種電柱	1本につき1年	630		
	第2種電柱		860	第2種電柱		970		
	第3種電柱		1,200	第3種電柱		1,300		
	第1種電話柱		500	第1種電話柱		560		
	第2種電話柱		800	第2種電話柱		900		
	第3種電話柱		1,100	第3種電話柱		1,200		
	その他の柱類		50	その他の柱類		56		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6		
	略				略			
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490	路上に設ける変圧器	1個につき1年	550		
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	340			
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100			
郵便差出箱及び信書便差出箱		420	郵便差出箱及び信書便差出箱		470			
略				略				
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100			
法第	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メ	21	法第	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メ	24	

改正後				改正前			
32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	トルにつき1年	<u>30</u>	32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	トルにつき1年	<u>34</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>45</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>51</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>60</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>67</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>90</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>100</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>120</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>130</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>210</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>240</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>300</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>340</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>600</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>670</u>
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,000</u>	法第32条第1項第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,100</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	略			法第32条第1項第5号に掲げる施設	略		
	地下に設ける通路	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>610</u>		地下に設ける通路	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>600</u>
略				略			
道路法施行令	略			道路法施行令	略		
	標識	1本につき1年	<u>800</u>		標識	1本につき1年	<u>900</u>
	略				略		

改正後			改正前		
(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件			(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件		
略			略		
令第7条第4号に掲げる仮設建造物及び同条第5号に掲げる施設	占 用 面積1 平方 メートル につき 1月	<u>100</u>	令第7条第4号に掲げる仮設建造物及び同条第5号に掲げる施設	占 用 面積1 平方 メートル につき 1月	<u>110</u>